

平成17年11月25日

新JISマークのおしらせ

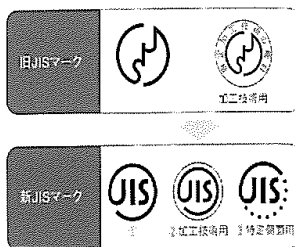
新JISマーク制度が本年10月1日からスタートしました。

JISマーク制度は、JIS（日本工業規格）への適合性を示す任意のマーク制度として、購買者に製品の品質特性等の客観的情報を提供するとともに、企業における社内標準化の推進及び品質管理の向上等を図る目的として、昭和24年のJIS法制定以来、半世紀以上にわたり、広く活用され、日本製品の品質向上に著しい貢献を果たしてきました。

新JISマーク制度では、認証主体を従来の国から、民間の第三者機関（登録認証機関）とし、併せて、JISマークを表示できる対象を国が指定する指定商品（加工技術）を廃止するなど、国の関与は必要最小限とし、民間活力、創意工夫等によって、市場ニーズを反映した弾力性のある制度として、環境整備を行いました。制度創設以来の抜本的制度改正となることに加え、認証の主体が、国から複数の登録認証機関となるため、JISマークのデザインも下記のデザインになりました。

4 JISマークについて

旧JISマークは、半世紀以上にわたり、国民の関心も高く親しまれてきたマークの一つですが、今般の制度改正により、JISマーク制度が従来のものとは違う新たな制度へと変革されることとなりますので、この点を明確なメッセージとして示すため、マークのデザインを刷新しました。



■新JISマークの種類

- 新JISマークには、
- ① 鉱工業品のJISに適合していることを示すマーク
 - ② 加工技術のJISに適合していることを示すマーク
 - ③ 性能、安全度などの特定側面について定められたJISに適合していることを示すマーク
- があります。なお、特定の側面表示に関しては、今後、ニーズに応じて規格の制定や見直しを行うことにより、表示を行っていくことが可能となります。

労災保険に未加入の事業主に対する費用徴収制度のお知らせ

労働者を一人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続きを行わなければならない。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続きを怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

商工会ホームページリニューアル

商工会のホームページを新しく作りなおしました。

アドレスは次のとおりです。ご覧下さい。

<http://yusuhara-s.com/>

又記事や商品紹介、店の紹介等希望があればいつでも申しつけ下さい。

年末調整や消費税のご相談遠慮なく

サラリーマンの場合、毎月の給料や定期的な賞与から所得税が徴収されます。源泉徴収額は「給与所得者の源泉徴収税額表」に、給与など金額や扶養親族の人数などを考慮して段階的に定められています。所得税の早見表によりおおよその税額が源泉徴収されるわけです。そしてこの預った源泉徴収税は事業所が定期的に支払う義務があります。

一年間の給与が決まったら、給与所得控除額を控除し給与所得が計算されます。この給与所得から更に生命保険控除や損害保険控除等を控除したものが課税所得と呼ばれ、この課税所得に税率をかけて年税額が決定します。計算された年税額と月々の源泉徴収税額との差を調整するのが年末調整です。

平成17年分の年末調整から国民年金保険料等について社会保険料控除を受ける場合には、証明書の添付が必要となりました。

又消費税についても、前々年の課税売上が1千万円を超えた場合、消費税を納める義務のある課税事業者になります。

平成15年 1,000万円超 → 平成17年課税事業所

平成16年 1,000万円超 → 平成18年課税事業所

これに関連して、課税事業所は計算方法を届ける必要があります。

遠慮なく、商工会にご相談下さい。

年末大売出しについて

一年の感謝を込めた大判振る舞いの大売出し内容決定。スタンプ会の企画担当委員さんが身震いしながら立案しました。12月15日から12月31日の期間に町内の大売出し加盟店で（加盟店はチラシでお知らせします。）5千円の買い物をすると抽選券を貰います。5百円のお買い物で1枚補助券を貰い、10枚で抽選券に交換(加盟店)して貰って下さい。

抽選発表 平成18年1月20日

特別賞 軽トラ（4W・パワステ・エアコン付）か

軽乗用車(当選者の選択でどちらか1台)

特等 10万円の商品券 5本

一等 5万円の商品券 10本

二等 1万円の商品券 30本

三等 3千円の商品券100本

四等 1千円の商品券300本

はずれの抽選券と補助券にはポイントが出ます。

火災共済の自動車事故見舞金共済

この制度は契約者(運転手)のための自動車事故見舞金共済です。人身事故にあった場合、(加害者、被害者を問いません)共済金は契約者にお支払いします。

車種別共済掛金(年額・単位円)

No	車種	ナンバー	300万円コース	200万円コース	100万円コース
1	自家用乗用自動車	500.530.531. 300.330.800	9,000	6,000	3,000
2	自家用軽乗用自動車	50	4,500	3,000	1,500
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	11.100.130	22,500	15,000	7,500
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	11.100.130	15,000	1,000	5,000
5	自家用小型貨物自動車	40.45.400.430	9,000	6,000	3,000
6	自家用軽貨物自動車	40.41	4,500	3,000	1,500

補償内容については紙面の都合上割愛します。

問合せ先 高知県火災共済協同組合 ☎088—845—2221